平成14年(行ケ)第368号 特許取消決定取消請求事件口頭弁論終結の日 平成14年12月4日

松下電器産業株式会社 橋 同訴訟代理人弁理士 岩 文 英郎 野 康 同 小 田 被 告 特許庁長官 太 英 同指定代理人 友 天 野 克 同 大涌 橋 良 同 井 同

主 特許庁が異議2001-72878号事件について平成14年6月5 日にした決定を取り消す。

訴訟費用は原告の負担とする。 2

事実及び理由

主文1項と同旨の判決を求め、特許庁が異議2001-72878号 事件につき平成14年6月5日にした決定(以下「本件決定」という)において判 断の対象となった特許第3158908号の請求項1ないし3(以下「本件特許」 という)については、本件訴訟係属中に、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂 正審決が確定したのであるから、本件決定は、取り消されるべきであると述べた。 2 この点、本件特許について、本件訴訟係属中に、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正審決が確定したことは、当事者間に争いがない。

そうであれば、本件決定は、結果的に、判断の対象となるべき発明の要旨の認 定を誤ったものであるから、この誤りが、本件決定の結論に影響を及ぼすことは明 らかである。

したがって、本件決定は、取消しを免れない。 よって、原告の本訴請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費 用の負担は原告に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

章	元	山	北	裁判長裁判官
馨		柳	青	裁判官
毅	泰	JII	絹	裁判官